

社団法人 日本加工食品卸協会

〒103 東京都中央区日本橋室町 2-5-11 (江戸ビル 4 階)
電話 東京 03(3241)6568-6569 FAX 03(3241)1469 番

会 報



日食協

Vol.92 JAN. 1.1996

新春のご挨拶

社団法人 日本加工食品卸協会 会長 國 分 勳 兵 衛 2

理 事 会

◇ 新年度に向け卸インフラを整備
理事会で共通認識確認 3

運営委員会と関連広報

- ◇ 運営委員会で理事会提出議案等を協議 14
- ◇ これからの「容器包装リサイクル」の動向 15
- ◇ 「栄養改善法」の一部を改正 19
- ◇ 食品流通構造改善緊急対策事業 21

物流委員会

◇ ITFコードに関する調査報告書 22

支部活動ニュース

- ◇ 関東支部で平成 6 年度物流コスト実態調査 26
- ◇ 関東支部が首都圏の百貨店・スーパーの返品実態を調査 28

情報システム化委員会

- ◇ 「商品コードセンター」の設置に期待 31
- ◇ 第93回 ネットワーク検討会 33

缶詰ブランドオーナー会

◇ 新物みかん缶の生産現況 34

◇ 年末年始の食料品の円滑供給で通達 34

目

次

新春のご挨拶

社団法人 日本加工食品卸協会

会長 國分勘兵衛



新年明けまして、おめでとうございます。

日食協が社団法人に組織変えとなって、お蔭様にて早くも今年は3年目を迎えることとなりますが、これ偏にご当局のご指導をはじめ、関係業界の皆様方のお引き立ての賜物と厚くお礼申し上げます。

顧みますに、昨年は、阪神の大震災に始まり、一連の稀有の事件に巻き込まれたうえに、国際化の波が更に高いうねりとなって押し寄せ、これらのことが、我が国にとりま

しては社会的、経済的両面にわたり、大きな打撃をもたらしました。

一方、当業界におきましては、流通構造の変革が進み、「価格破壊」はその止まるところを知らず、それぞれが社会的機能を果たすべく、積極的にリストラ努力を図って参りましたが、なおかつカバーし切れない一年であったと存じます。

今年は、思いを新たに何としても、この苦境から脱却しなければならないと存じますが、この厳しい環境が好転する見通しは、なお暗いのではなからうかと考えております。

こうした中で、今年「新取引制度」への2年目の業界対応に取り組まなければなりません。

食品流通の要にある日食協と致しましては、まず、機能競争に十分耐え得る業界基盤の構築が重要であると存じます。

それと同時に、卸売業周辺のインフラ整備を積極的に図るべく、日食協では学識経験者を中心として、昨年設置しました「加工食品取引問題検討委員会」で調査研究を進めます。

また、農林水産省の補助事業の一環として、(財)食流機構よりの委託による「最適流通システム開発普及調査事業」を新たな視点に立ち、今後の加工食品流通における取引慣行のあり方を整理する上での基礎資料を、関係ご当局の指導を頂きながら、取りまとめて参りたいと存じます。

現在、加工食品流通の周辺環境は、幾多の課題が山積しております。

即ち、オンチャージで商品を販売する体制、カテゴリーマーチャンダイジングに対応できる体制、パレチゼーション・ITFコードの活用体制、EDI対応情報システム、卸人材の育成等、業界自らが克服しなければならない問題、更には「賞味期限表示」「製造物責任法」「容器包装リサイクル法」等々の諸問題への流通段階における対応が提起されております。また、一企業の力では如何ともしがたい諸インフラの整備問題もあります。

日食協は、これらの諸点に焦点を合わせ、委員会活動、支部活動を通じ推進して参る所存であります。

本年が、卸業界にとって実りある年となり、新世紀に向けて希望の持てる年度となりますよう祈念致します。

新年度に向け卸インフラを整備

理事会で共通認識確認

平成7年11月28日正午から、鉄道会館ルビーホール11階柱の間において理事会を開催し
①平成7年度上期の各委員会活動報告に関する件 ②各支部の活動報告に関する件 ③
「加工食品取引問題検討委員会」の活動状況等に関する件 ④平成7年度の収支決算状況
に関する件 ⑤新規加入会員、退会会員に関する件 ⑥その他につき審議した。

本理事会は、平成7年度の上期活動報告と下期に向けての活動推進につき重点的に審議し、原案通り諸議案を議決した。

特に、新たに設置された「加工食品取引問題検討委員会」の活動経過報告及びこれから取り組むべき5つのテーマを柱として、その具現化に向け一致協力体制で、同検討委員会活動を支援して行くことが確認された。

なお、農林水産省食品流通局商業課からは公務ご多用の中、山本晶三課長、門田正昭流通構造改善対策室長、佐藤孝二課長補佐、小崎好春係長の4名の方々がご来席された。

以下は、理事会審議のあらましである。

理事会開催に先立ち、食品流通局商業課流通構造改善対策室の門田室長より新赴任のご挨拶があり、続いて去る9月2日に死去された日食協理事・北海道支部副支部長の(株)スハラ食品取締役社長 村山喜一様に対し理事・監事全員により、黙禱が捧げられた。

議案審議に先立ち國分勘兵衛会長より次の挨拶があった。

『 本日は、歳末を控え皆様方には、何かとお忙しいところをご出席頂き、誠に有り難うございました。

農林水産省食品流通局商業課からは、山本商業課長様、ただいまご紹介のありました、門田室長様、佐藤課長補佐様、小崎係長様には公務ご多用のところをご来席賜り、厚くお礼申し上げます。

理事の皆様方には、日頃から各支部の活動、各委員会等の活動につき、大変お世話になっておりますことを、高い席ではございますが、お礼申し上げる次第でございます。

本年は、夏が非常に暑かった日が続き、夏物の商品が多少は動きましたものの、1年を通じて見ますと、景気不透明と言うようなこともあり、消費の盛り上がり、もう一つ勢いを欠き、誠に厳しい1年になりました。

業界におきましても低価格化が進み、中間流通にあるわれわれと致しましては、生産・組織小売業の間において、合理化あるいはローコスト化という波の中で、双方からい

ろいろ圧力がかかって参り、その対策に苦勞を致しているところであります。

本年は、各委員会におきまして種々の活動をされてきた訳ですが、中でも新取引制度に対応するための、業界のインフラ整備について、重点的に検討が進められているところでございます。

これは後ほど報告をさせていただきますが、良い方策が出るかできないかは、これからのことになりますけれども、いずれに致しましても、お互いに自助努力あるいは良識を持って行動をすることが、流通秩序の維持には欠かせないことであると存じます。

このことがありませんと、この卸業界は非常に存続が怪しくなるということも、懸念されるところであり、皆様のなお一層のご協力をお願いしたいと存じます。

本日は、前回から今回までの、いろいろと日食協が活動して参りましたことを、審議頂き、ご承認を願いたいと存じますので、どうぞ宜しくご協力の程お願い申し上げます。』

山本商業課長よりのご挨拶：

『 本日は、暮れも押しせまり、皆様方は大変お忙しい中をこの理事会にお出かけ頂きありがとうございます。

私ども、今のスケジュールと致しましては、平成8年度の予算編成の時期が近付いており、国の予算それに伴う税制、更にいろいろな意味での新しい金融政策等、そうした政策絡みのことにつきまして、12月20日の大蔵省の内示、25日に政府原案の決定ということで、年末ぎりぎりのプロセスで私ども役所の世界は、今年の総決算をする段階であります。

日頃から皆さん方よりお話を頂いていることにつき、来年度に向けてなにがしかのことができないかと言う意味で、大変貴重なお時間でございますが、2～3お話を申し上げたいと思います。

一つは、日食協の会合でも申し上げましたことがございますが、今年の6月に出来ましたリサイクル法、所謂包装容器のリサイクルの問題に関して、詰めの段階にあり、政令、省令等々いろいろのプロセスがあり、日食協の事務局にも、常日頃から連絡を取らせて頂いております。

食品容器のリサイクルの問題は、農林水産省として大変重要な問題でありますので、皆様方のことが多少でも判っている責任者を当てることになり、先ほどご紹介がありました門田室長がこのほど担当することになりました。

これから12月に入り、政令・省令が先に決まっていく筈ですが、厄介なことに、それが全部がクリヤーになるかどうかと申しますと、まだ少し残されている問題があります。

例えば、システムの2年後に施行されるものは、全部ではございませんで、びん、ペットボトルは、一部のものであり、更に紙については、5年後ということで、少し短期的にずれる話もございます。

更に大変恐縮なことですが、私ども役所の世界でも、いろいろな意味でのリサイクル

の実態あるいはいろいろなゴミの包装容器の収集の問題ですとか、再商品化という問題につきまして、承知していない部分があります。

そこで、いろいろな意味での実態と現実を良くよく承知しながら、また、いろいろな方々のご意見をお聞きしながら、取り組まなければいけないと思っております。

法律が制定され、次に政令・省令・通達更には、運用という問題ということになります。変な言い方ではありますが、これはやってみないと判らない。若しくは、やりながらやらないと判らない。そういう点で、日頃から皆様方の、また事務局等いろいろな意見交換をしながら、本件については進めて参りたいと思います。

それから2点目ですが、これは、どんな形で皆様方に関係するのかどうか、良く判りませんが、昭和17年に設けられた食糧管理法が廃止され、11月1日から、新食糧法に改められ、お米の流通が変わって参りました。

特に生産面、卸、小売にわたり規制緩和が相当進められており、例えば、卸の世界、小売の世界につきましては、従来ですと、新規参入が難しく、事実上は殆ど不可能な面があった訳ですが、これが新食糧法では相当改善されております。

そのタイムスケジュールとしては、来年の6月から加わるものが多く、卸・小売の新規参入が可能になりました。

しかし、その場合、米という商品がどの程度売筋商品になるかの問題があり、どのように流通が変わるかは、まだ良く判らない点があります。ただ一つ言えることは、例えば青果の小売業界では、自分のところでも米を扱いたいということで、八百屋さんの団体で相当真剣に取り組んでいます。

今迄ですと、米の許可が取れることは殆どありませんでしたが、ところが今度は登録制になり、一定の施設の条件があれば、登録すれば販売できることになります。

けれども、米を扱って儲けになるかどうかは、専門の米の小売屋でもなかなか経営が難しい面がある訳ですから、別の業界から入って来て、野放しに商売ができるとは思えません。

しかし、ここに来て品揃えの面で登録したいという小売店が出てきており、その点では卸業界でも同じ考え方があります。

日本の米の生産は、約3兆円強ありますが、そうした中で、それがどのように流通するのか、更に今迄とは違い米の外国からの輸入もあり、矢張りそれはそれで大きな側面を持っていると思います。

それから三つ目は、コンピュータ化・情報化の問題ですが、先日通産省の電子計算課長とお話致しましたが、その電子計算課には、ある程度の予算があるそうで、それをいま、食品以外のいろいろの業界で取り上げてくれとの要望があり、同様に、食品の流通業界においても大きく変わりつつあるように聞いているが、食品の業界で役に立つようなことがあれば、一緒にやりましょうとの話がありました。

これからの新しい流通、それもコンピュータと言ったものを介して、新しい技術革新に則った形でどう展開するか等々につき、霞が関の中でも連絡を取りつつ、お役に立て

るところを、ご紹介するのが私の仕事でもありますので、これを機会に皆様方からご提案、ご意見を頂きたいと思えます。』

専務理事より理事会の議長は、会長が勤めることになっている旨を告げ、國分会長が議長席に着く。

議長『初めてご出席になりました方をここでご紹介致します。

去る6月27日の中国支部の定時総会におきまして、(株)桑宗の原幹彦様をご退任なされ、代わりまして、中村角(株)取締役社長の中村成朗様が支部長に就任されました。

本日ご出席になっておられますので、ご挨拶をお願いしたいと存じます。

中村支部長は、正式には来年の5月の定時総会において理事に就任頂くことになっておりますが、本日は支部長としてご出席頂きましたので、宜しくお願ひ致します。』

以上の議長紹介があり、中村支部長から簡単なご挨拶があった。

議長より議事録署名人に、コンタツ(株)取締役社長津久浦慶之氏、(株)小網取締役社長笹田傳左衛門氏を指名。以下審議に入る。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

第1号議案 平成7年度上期の各委員会活動報告に関する件

議長『上期活動については、5委員会を中心に活動しておりますが、運営委員会の委員長には第3号議案の「加工食品取引問題検討委員会の活動状況等に関する件」でお願いすることにし、主な活動報告は時間の都合もあり、事務局よりお願いします。』

議長の指示により、北田専務理事より本理事会の報告資料として、11月28日付け会報91号に掲載の、各委員会の主な活動記事をもとに、下記の件を重点的に報告した。

[運営委員会]

運営委員会は、5月25日の理事会及び定時総会に先立つ運営委員会を皮切りに、6月29日、10月18日及び本日の理事会に先立つての委員会と4回開催した。

活動内容は多岐にわたり、(財)食流機構関係委託事業の「最適流通システム開発普及事業」をはじめ、構造改善推進委託事業、研修会形式で実施する食品卸人材育成委託事業にも前年度同様に取り組むことにしている。

本年度最重要課題としての、卸周辺のインフラ整備のための「加工食品取引問題検討委員会」の活動推進、賛助会員世話人会、食品卸団体連絡協議会の開催運営、PL法、リサイクル法に係る諸問題、更には日付表示への業界対応等々、広報活動も積極的に行なった。

[商品委員会・食品取引改善委員会]

商品・食品取引改善両委員会ともに、それぞれ6月29日に開催しているが、加工食品取引問題検討委員会活動が深く関連する委員会であるところから、有機的に運営委員会活動に連動する姿勢で対応してきた。

[物流委員会]

浅井ワーキンググループ座長より、会報19頁の<1函当たりの物流コスト(平成6年度)>につき概要下記の報告があった。

<説明の概要>

『量販店は6社からの報告となっているが、店出函売上単価は3,024円で、この総合年間売上金額は、473億円。函数は1,554万ケース。

CVSについては5社で店出函売上単価は2,083円。総合年間売上金額は759億円。函数は3,642万ケースである。(いずれも加重平均で算出)

別表では、5年間を時系列的に掲げてあるが、平成6年度の売上単価の低下傾向が顕著であることが伺える。

但し、量販店の物流費に関しては、それほど変化がなく、各社とも物流費の削減には相当な努力をされていると言え、結果的には比率が非常に高くなっている。

なお、CVSの物流費は、こちらも大体200円強を示しており、こちらも残念ながら売上単価対比は、やや10%に近づいているのが実態である。

「飲料水」について、3社から協力頂き調査したところ、量販店・CVSとも単純なメーカーの出荷函数から見ると、1,720円位となっており、如何に清涼飲料水が全体の足を引っ張っているかが判る。全体で見た数ではないが、量販店の構成比は凡そ半分位を飲料水が占めている。また、CVSは60~70%が飲料水の構成となっている。

ITFコードについて:

物流シンボルコードについては、物流に対する技術革新を図りたいとの観点から、原点となる商品の外函に、JANに基づくITFコードを採用することにより、いろいろの業務が改善できるということで普及活動を進めているが、このたびの法の施行により、

賞味期限表示あるいは警告表示で、メーカーにあってはデザインの改版が必要となり、この切替え時期にI T Fコードも進めて頂くとの主旨で、このたびアンケート調査をしたところ賛助会員110社のうち、65社から回答を頂いた。

この65社の製造しているアイテムが43,485アイテムで、その内I T Fコードを採用しているアイテム数は3,991となっており、9.18%であるから、いまだしの感がある。

これは加工食品だけでなく、冷凍食品、チルド、菓子、酒類にわたりアンケートしており、メーカーにあっては、主力商品から導入するという傾向があり、導入の遅れている理由としては、特に外箱に印刷する技術、スキャナーの精度、印字するスペース、経費等の問題を不安要因として上げている。

それに、採用した場合の導入メリットを、まだ把握していないという状況もあってこの問題については、物流委員会のみでなく情報システム化委員会とも連動して、推進して行くこととしている。』

【情報システム化委員会】

情報システム化委員会活動につき、特に国税庁の委託事業報告書取りまとめ等の活動を中心に、松本委員長より概要下記のような報告があった。

『ただいま事務局より報告があったように、会報31頁に国税庁委託事業で「コードセンター設置に向けての提言」が掲載してあるが、お手元の報告書が、その内容を盛った冊子である。実は、国税庁の委託事業としては第2年度目であり、この前の年は、商品コード情報の一元的管理体制方式について、その周辺事情に関する結果報告を行った。

この委託事業は商品コードセンターを設立したいという目的のもとに提言をしており、本年の2年度目は、商品コードセンター設立につき具体的な提言を盛り込めとのご指示のもとに、相当突っ込んだ具体的内容で答申をさせて頂いている。

この情報化の問題に関しては、早くから酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システムのビジネスプロトコルの標準化を構築し、その啓蒙を図ってきており、現在日食協が開発した取引先コードを、酒類業界と共通して使っている。

問題は、商品コードであって、大蔵省もこの問題については大変関心を持たれ、折しも酒卸は、中小企業近代化促進法の指定業種になり、中小企業が近代化を図る上では、ただいま山本課長が申されたように、コンピュータ化・情報武装化して、それに基づく取引の標準化によるローコスト、これが生き残りの最大条件であり、それには矢張り、安心して使える商品コードセンターがどうしても必要であるとの認識が大蔵省も強く、酒類だけでなく日食協側の力も借りて、コードセンターを設置したいというのが大蔵省のご意向と言う風に拝察している。

商品コードについては、大手にあっては、自社コードを設定されており、コード変換

を行ってお互いのネットワークを組む場合には、それを変換して使っているというのが現状であるが、しかし、日本全国の零細企業も、同じ標準化されたコードを利用することができれば、これが業界として非常に大きな合理化に繋がる訳である。

何としても、皆が安心して使える商品コードセンターが設立されることが望まれる。

(財)流通システム開発センターが、実は「JICFS」でJANにより商品コードを管理しているが、これが使えれば何も問題はないのだけれども、これは通産省の管轄のもとに日本チェーンストア協会が主体であり、衣類・雑貨・医薬品・文具・菓子・食品と非常に内容が多岐にわたっていて、パーフェクトには使えない現況にある。

この報告書をもとに、商品コードセンター設立について、大蔵省から酒類8団体に対し現在検討するよう求められ、いま実務レベルで検討し意見を具申する形になっている。』

以上、第1議案の活動報告に関し、議長これを諮ったところ、全員異議なく承認した。

第2号議案 各支部の活動報告に関する件

第2号議案に関しては、出席支部長よりそれぞれ報告を頂くことにしているが、報告のあった支部及び活動内容は次の通りであった。

磯野関東支部長より報告：

- ・卸周辺のインフラ整備推進活動の一環として、加工食品取引問題検討委員会でヒアリングを企画実施することになり、関東支部では流通業務委員会で検討の結果、首都圏で2社、埼玉県・長野県・新潟県の県ブロックから1社ずつ推薦し、内々小委員会に提案申し上げた。
- ・返品に関しては、平成7年の6～8月の3カ月間の百貨店・スーパーにおける実態調査を実施した。(本件に関しては本号28頁掲載)
- ・首都圏に所在している流通業務委員会メンバーにより、例年実施している物流コストの実態調査を行った。(本号26頁掲載)
- ・10月27日に第27回商品研修会を開催し、ケンコーマヨネーズ(株)及び御殿場高原ビール(株)両工場を見学した。(前号記載)
- ・首都圏の百貨店に納入する商品の共同配送の現況につき報告。
特に最近百貨店においては、物流面に変化が伺われ、これらの変化に対応した円滑な共配業務ができるよう検討中である。

杉野北海道支部長より報告：

『 実は、今年の春から物流の共同化について、ワーキンググループにおいて検討してきたが、去る10月31日に常任幹事会を開き、共同物流につき支部の事業として更に進めて行くべきかどうかを協議した。

結論としては、皆さんは大賛成であるが、実際問題として、これをこうすると言う段階になると、いろいろと問題も出てきて、アンケートもメーカー各社からお寄せ頂きその集計も纏まったものの、メーカーサイドにおいても、前向きに検討し協力してやっていこうという姿勢が思ったより少ない状況であり、このまま進めていっても、支部の事業としては、大変だということで、一応北海道支部の事業としては、この共同物流については、時期早尚という観点から、もう少し様子を見ることになった。

この結果については、先般事務局に郵送してあるが、以上を報告とさせて頂きたい。』

以上の外は特に報告事項がなく、第2号議案を承認した。

第3号議案 「加工食品取引問題検討委員会」の活動状況等に関する件

議 長『 本日の重要議題となっている第3号議案の「加工食品取引問題検討委員会」については、磯内運営委員長より報告をお願いしたい。』

磯内運営委員長より報告：

『 この「加工食品取引問題検討委員会」の設置に当たっては、5月25日の定時総会でお諮りしご承認頂いたが、この事業は、日食協が独自に調査を実施し、従って財源の中から約200万円を充当し取り組むことになった訳である。

この委員会で、どのようなことをやるのかについては、そのおり若干申し上げたが、兎も角、いま私ども卸が置かれている立場は、非常に脆弱なものであり、メーカーと小売業の狭間にあり、全く風にそよぐ葦のように揺れ動いており、その脆弱な基盤をもう少し、がっちりしたものになければならないのではないかと。そうでなければ、生存領域が縮減していってしまうのではないかと。

このようなことからお諮りした訳で、委員会については、会報91号の2頁に記載されているメンバーで発足した。

6月29日の運営委員会で概略討議し、小委員会をスタートさせた。また本委員会は8月31日に第1回目の委員会を開催した。

申し上げたいことは、生産者と卸と小売業の3つの層がある訳だが、私ども日食協の執行部としては、消費者の求める適正な、リーズナブルな小売価格は、生配販の三層が十分に話し合っ、イーブンの力によって、ネゴができるという、そういう立場を作らなければ、ローコストオペレーションということに繋がらないのではないかと。

そのためには、風にそよぐ葦ではなくて、兎も角がっちりした、生配販の三者均等の立場を何とか作っていきたい。

それが、インフラ整備という表現になってきている訳である。

委員会の委員長には宮下正房先生にお願いし、各支部の支部長にご協力頂き、問題意識のある支部会員の中から2社程度をリストアップ願って、ヒアリングを実施することになった。

どのようなヒアリングをするかであるが、概して小売業が、如何に卸に対して無体なことを言ってきたか。優越的地位の濫用という行為をやっているかにつきつぶさにお聞きして、それを汲み上げたいということでお願いし、すでに半分以上のヒアリングが終っている。

年内には恐らく全部終了するのではないかと考えているが、帳合が理由もなしに飛ばされされるとか、センターフィーが理由もなく増加させられるとか、いろいろの意見がアンケートの中では出てきている。

帳合を変更されれば、その企業の存続に非常に大きな影響をもたらすことになる。

それも変更される理由が説明されないという点も誠に公平、公正なことではないと考えられる。

センターフィーが2.5%だったものが、ある日4.5%にアップされる。そして、その説明もない。お前さんのところが、この要求を聞いてくれないのであるならば、聞いてくれるところと取引すれば良からうというようなことで、半ば一方的な、押付的なことを言われる。

で、商売がなくなっては怖いから、高いセンターフィーに応ずる。

このセンターフィーそのものは、全部が全部卸が負担しているものではなくて、これまた曖昧な、日本の慣行ということにもなるのだけれども、メーカーが、それなら半分負担してあげようというようなことで半分位持ってくれる。あるいは3分の1位持ってくれるというかたちで、今迄対処はしてきたのだけれども、メーカーもここに来て売り上げが、先ほど来の話の如くに右肩下がりである。利益が上がってこないということで、メーカーが卸に対しそういった面で協力してくれることが出来にくくなった。

出来にくくなったから新取引制度だよということになってきた訳であり、兎も角金ずるが切れそうになった。

そうした中で卸が何としてでも独立自存の立場で生き残っていくためには、このインフラ整備を十分に図り、生配販がイーブンの形で、おつき合いが出来るような体制を作って行かなければならないだろうということで、4頁に掲載されている通り、5つの仮説というものを検討委員会で建てた。

この仮説という言葉が適切かどうかは判らないが、最初に、メーカーと卸売業における取引条件の設定のあり方。これは新取引制度というものを、かたわら睨みながら、こう言ったことを掲げてあるが、次の2番目～5番までの部分が、これが本音のところである。

アンケートの中でも2カ月程度の猶予で大部分の取引が飛ばされたとか、的確な説明がないとか、そのようなことが書かれてあり、又聞くところによると、センターフィーが西の方では、一部9%ものセンターフィーが要望されているというような話もある。

このようなことでは、誠にもって秩序がないではないかということである。

差別対価の問題とか、卸が、仕入価格を切って小売業にものを売ると、これは不当廉売になるというようなことを流通政策研究所の方からもお聞きしており、このような問題もある。

例えばAスーパーに対する納入価格と、Bスーパーに対する納入価格が違う。勢いの強いところ、販売力のあるところには、安く納入する。そうでないところには、そこそこの価格で納入する。これが差別対価になる訳である。

そういうことが日本の取引慣行ということになるのかどうか判らないけれども、そういうものを、ここで出来るものなら、白紙にして、価格競争ではなく、機能の競争によってわれわれが生きていける基盤というものを造りたい。

そのためには行政のお力もお借りしながら、一部そういった独禁法の、弾力的な運用、例えば差別対価の問題だとか、不当廉売の禁止の問題とか、それから、公正取引委員会のガイドラインの中で言われている、優越的地位の濫用規制の問題等々である。

この公正取引委員会のガイドラインは法律だと言うふうに思ってもよいと承っており、われわれの周辺を十分に解明をして、それで透明性があって、公平な取引が出来て、決して私どもは不当なコストを掛けて消費者に消費して貰おうという考えは全くなく、一部のそうした大型小売業、中型小売業のこのような横暴を何とか歯止めをして参らなければならないということで、いま加工食品取引問題検討委員会は作業に掛かっている訳である。

来年の3月までに結論を出し、報告書にまとめて皆様方に配布申し上げたいと考えている。

また、会議を進める中で、農林水産省、あるいは公正取引委員会等からご意見をお聞きしたい時には、お尋ね申し上げながら、何とか透明性のあるものにもっていきたいと思っている。

何度も申し上げてくどいようであるが、アメリカには、ロビンソンパットマン法という差別対価を禁止する法律が現にあって、それが十分に運用されている。

この不当廉売については、2年前に紳士服が安売りされて、ウォールマートが挙げられているという事実もある。ウォールマート全体では、利益が上がっているから一部のカテゴリーで安売りして、外の利益で埋め合わせをされていれば、不当廉売にならないのかと思っていたが、そうではなくて、兎も角カテゴリーでもって不当廉売をすれば、それは罰せられるのだと言うことを、中央大学の伊従寛先生からもお話を伺っている。

このような法制的なところまで持っていけるならば、非常にわれわれの役割は重要となってくる。

これは中京エリアのことであるが、一部試験的に、生販が直接的に取引がいま起らんとしているというように聞いている。あるナショナル大手メーカーと、ある大手の量販店との間で話が進んでいるとのことだが、このようなことについても十分に見つめながら、自分たちの足下を固めて行って、情報武装化された卸が中に入ることの方が、トータルコストが消費者にわたる売価が安くなるのだということを、実証していきたい。

私は、生販直結よりは、アソートメントする卸が中に入ることの方が、必ずコストは安くなるということ、自信を持ってかねてから申し上げている訳であるが、そう言ったことを、この検討委員会で、ハッキリと打ち出していきたいと考えている。』

議長『 運営委員長から検討委員会の中間報告を頂いたが、これがうまく纏まることを願っているが、ご出席の皆様から、激励の言葉とか、あるいは、もっとこのように進める方が良いというようなご意見があれば、検討委員会に反映したいと思うので、承りたい。』

廣田理事『 いま、全くご指摘のような状況に遭遇していると思うが、こうした時期には、矢張りその立場にある中間流通から、その実情についてアピールする必要があることは、間違いのないことと考えており、当委員会ができ、且つ、そのようなご検討を頂いていること自体は、大変私は良いことではないかと思う。

それによって、出てきた結論に、それぞれの卸が、十分ご協力をしていくという方向付けであって欲しいと私も願っている。』

議長『 今迄のような流れで、進めさせて頂くということでよいであろうか。』

全員異議なく第3号議案を承認。

第4号議案 平成7年度の収支決算状況に関する件

議長の指示により、事務局において平成6年度の計算報告書（平成6年4月1日～平成7年10月31日現在）の収支決算状況に関し、下記の報告があった。

	平成7年度予算額	10月末決算額
収入の部合計	77,765,514円	67,044,642円
支出の部合計		27,399,319
差引額		39,645,323

以上の計算報告書につき、萩原監事より11月17日に実施した監査結果に関し、財務諸表に相違ない旨、報告がなされた。

第4号議案につき議長これを諮り、全員異議なく承認した。

第5号議案 加入会員、退会会員に関する件

議長の指示により、事務局において下記の報告あり。

新規加入会員	北海道雪印販売株式会社	殿
新規事業所会員	株式会社菱食三重支店	殿

退 会 会 員

株式会社 綿 藤 殿

株式会社 丸一 青果 殿

浜屋商事株式会社 殿

合名会社 守田勝造商店 殿

賛助会員退会

ヤヨイ食品株式会社 殿

第5号議案につき議長これを諮り、全員異議なく承認した。

第6号議案 その他

その他の件については、去る10月18日に開催の、第18回食品卸団体連絡協議会において、食品卸連合会（4地域卸団体の新呼称）側より、実務メンバー代表者が日食協ワーキンググループ等の小委員会に随時参加し、お手伝いしたいとの希望が寄せられたことにつき専務理事より運営委員会での模様を報告。これを諮った結果、組織が違い、運営上馴染まない等のことから、ご辞退することを決定した。

なお、連絡・連携はこれまで同様緊密化を図ることとされた。

以上で提出議案の審議を終了した。

運営委員会と関連広報

運営委員会で理事会提出議案等を協議

11月28日午前10時から、鉄道会館ルビーホール11階葵の間において、同日正午より開催の理事会に先駆け運営委員会を開き、提出諸議案の協議を行なった。

理事会の提出議案の中心は、上期活動報告と下期に向けての活動推進に置かれ、特に3号議案に掲げられている「加工食品取引問題検討委員会」の活動状況報告及び下期における同事業の活動推進につき協議した。

上期活動報告については、理事会当日付け発刊の会報91号に概ね掲載されており、理事会においては、各委員会活動の概略を事務局より報告することになり、また、3号議案関連の報告及び同事業の下期活動スケジュール等に関しては、運営委員長にお願いする旨の話合いがなされた。

なお、食品卸団体連絡協議会より申し入れのあった、小委員会等への参加協議への申し入れに関しては、組織機関が違い、馴染まない側面がある等のことから、運営委員会ではその旨を報告し、理事会に諮ることになった。

その他消費税に係る動向、新規加入の働きかけ、賛助会員世話人会の開催出席に当っては、代理ではなく世話人ご当人の出席が望ましい旨、世話人サイドからの助言があり、次回開催は、委員会としても是非、ご本人の出席にご協力願うことが話合われた。

これからの「容器包装リサイクル」の動向

専門委員会を設け省内協議

注目を集めている「容器包装のリサイクル」に係る具体的協議が、農林水産省において開始された。

農林水産省では、旧ろう5日三田共用会議所において、第1回「食品流通審議会容器包装リサイクル専門委員会」を開催。日食協からは、国分(株)常勤監査役井岸松根氏が委員として出席された。

この会議は、平成7年6月16日「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（会報91号既報）が成立し、12月15日に政省令の公布施行が予定される中で、容器包装のリサイクルに関し専門的知識を有する審議会委員及び専門委員を召集し、意見を聴取したもの。

当日の会議には食品流通局長の鈴木久司氏が出席され、挨拶されたのにつき、審議会の会長として(株)日本冷蔵倉庫協会会長の金田幸三氏より「去る11月15日に就任して間もないが、この容器包装リサイクル法の重要性に鑑み、円滑な施行にいたすべく、各位が忌憚のない意見を述べ、審議を賜りたい」旨述べられ議事に入った。

専門委員会の委員長には、流通産業研究所長小山周三氏が選任され、事務局として食品環境対策室長本村祐三氏が約1時間半にわたって、法律の概要、制定趣旨、基本的な考え方、制度の概要、予定施行期日及び12月までに制定予定の政省令並びに基本方針において規定する主要な事項の説明があった。

その後、委員各位から多方面にわたる質問と意見が出され、当日は、まだ関係4省間の煮詰めが不十分なものも多く、予定時間を1時間以上も越える討議が続けられた。

この法律の施行は、平成9年4月となっているが、ただし、PETボトル以外のプラスチック及び飲料用紙製容器以外の紙製容器、並びに中小企業者については一定期間法の適用が猶予される。従って、その間に残りの政省令を公布し、実施機関を構築することになる。

専門委員会に出席された井岸氏は、①「プライベートブランドに関する件」において、内容を確認すると共に、字句の訂正 ②「リターナブル」の重要性とその促進についての税法上の特典ほか促進政策の採用 ③費用を負担する「特定事業者」の義務料の算出について事務の簡素化、負担の公平・明瞭性を考慮すると共に、政省令に含まれる「帳簿義務の内容」への反映について発言し、更に12月12日、同省におもむき、重ねて趣旨の申し入れを行なった。

12月までに制定予定の政省令及び基本方針において規定する主要な事項は下記の通り。

1. 政省令

- ◎ 容器包装リサイクル法の6カ月施行分の政省令において規定を予定している主要な事項は、次のとおり。

[政 令]

- ・適用除外となる小規模企業者の売上高要件
- ・3年間適用猶予となる者及び容器包装
- ・再商品化の対象となる燃料製品等

[省 令]

- ・容器の定義・範囲
- ・分別収集の基準
- ・受委託関係にある場合の再商品化義務を負う者の特定
- ・市町村が設置する保管施設の設置の基準
- ・市町村が分別収集を行えば有償又は無償で引き取られるため再商品化をする必要がない物の指定

2. 基本方針

- ◎ 基本方針において規定する主要な事項以下のとおり
- ① 容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等の基本的方向
 - ② 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - ③ 容器包装廃棄物の分別収集に積極に取り組むべき地域に関する事項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項
 - ④ 分別基準適合の再商品化等の促進のための方策に関する事項等

容器包装リサイクル法12月施行分の政省令案の内容について

法 律	省令（主務省令・厚生省令）案	備 考
<p>・「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定めるものをいう。（§2②）</p>	<p>・別紙1参照</p>	<p>・「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、商品が消費され、又は商品と分離された場合に不要になるものをいう。（§2①）</p> <p>・「特別包装」とは、容器包装のうち、特別容器以外のものをいう。（§2③）</p>
<p>・「分別収集」とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮その他厚生省令で定める行為を行うことをいう。（§2⑤）</p>	<p>・その他厚生省令で定める行為として梱包を定める。</p>	
<p>・「分別基準適合物」とは、市町村が市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、①厚生省令で定める基準に適合するものであって、②主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償</p>	<p>① 厚生省令で定める基準については別紙2参照</p> <p>② 主務省令で定める設置の基準のイメージ</p> <p>a. 人口30万人以上の市町村又は一部事務組合にあっては、30万人ごとに一か所を超えない数</p> <p>b. 人口30万人未満の市町村又は一部事務組合にあっては、</p>	<p>・分別基準適合物について、特定事業者（容器包装を用い、又はその製造等を行う事業者）は再商品化の義務を負う。（§11～13）</p>

<p>又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をすることがない物として③主務省令で定める物を除く。)をいう。 (第26条)</p>		<p>当該市町村等ごとに一か所を超えない数 c. 再商品化施設への輸送距離等を勘案して効率的な立地であること ③ 主務省令で定めるもの 鋼製、アルミ製、飲料用の紙製(アルミニウムを原材料として利用するものを除く。)の容器包装</p>	
<p>・「特別分別基準適合物」とは、①主務省令で定める容器包装の区分ごとに②主務省令で定める分別基準適合物をいう。</p>		<p>・別紙3参照</p>	<p>・再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに算定される。(具体的な算定方法は、来年度実施予定の再商品化義務量算定基礎調査の結果を踏まえて決定されていくことになる。)</p>
<p>・「再商品化」とは、自ら分別基準適合物を製品の原材料として利用すること等をいう。ただし、製品のうち燃料については、政令で定めるものに限る。 (第27条)</p>	<p>・再商品化に該当する行為に係る燃料として利用される製品として炭化水素油を定める。</p>		<p>・PETボトル以外のプラスチックに係る再商品化として油化処理を想定。</p>
<p>・容器包装について「用いる」とは ① その販売する商品を容器包装に入れ、又は容器包装で包む行為 ② その販売する商品で容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれたものを輸入する行為 ③ ①②の行為を他の者に委託する行為 をいう。ただし、委託とは、主務省令で定めるものに限る。 (第28条)</p>		<p>・次の者が義務者となるよう委託を定義。 ① 充てん委託の場合→委託者 ② 方貸委託 ③ 販売委託 ④ 輸入委託 一 容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等について指示をした者</p>	
<p>・特定容器について「製造等」とは ① 特定容器を製造する行為 ② 特定容器を輸入する行為 ③ ①②の行為を他の者に委託する行為 をいう。ただし、委託とは、主務省令で定めるものに限る。 (第29条)</p>		<p>・次の者が義務者となるよう委託を定義。 ○ 特定容器利用者以外の方からの委託の場合 一 容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等について指示をした者 ○ なお、特定容器利用者からの委託については規定しない。</p>	
<p>・「特定容器利用者」とは、①主務省令で定める収益事業においてその販売する商品に特定容器を用いる事業者であって、次に掲げる者以外の者をいう。 一 国 二 地方公共団体 三 特殊法人、特別認可法人で②政令で定める者 四 ③中小企業基本法第23条の小規模事業者その他の政令で定める者であって④政令で定める売上高が⑤政令で定める金額以下の者 (第30条)</p>	<p>② 定めない。 ③ 次の者を定める。 一 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行う者)にあっては5人)以下の会社、個人、組合等 二 常時使用する従業員の数が20人以下の民法第34条に規定する法人等 ④ 当該法人又は個人が行うすべての事業の売上高の総額 ⑤ 2億4千万円(商業又はサービス業とするものについては7千万円)</p>	<p>① 収益事業として農業、林業、漁業、製造業、卸売業、小売業を定める</p>	<p>・各号に該当するものは再商品化義務が課せられない。</p>
<p>・主務大臣は主務省令で定めるところにより、3年ごとに、5年を一期とする再商品化計画を定める。 (第31条)</p>		<p>・再商品化計画は平成9年度を初年度とする同年以降の3年ごとの各年の4月を始期とする。</p>	<p>・第一次計画は平成8年早期に策定の予定</p>
<p>・指定法人は主務省令で定める事項について再商品化業務規程を定め主務大臣の認可を受ける。 (第32条)</p>		<p>・再商品化業務規程の記載事項 一 再商品化業務の実施方法 二 委託料金の額の算出方法 三 指定法人及び指定法人と契約を行う者の責任並びに委託料金の收受に関する事項</p>	
<p>・指定法人は主務省令で定めるところにより事業計画等を提出する。 (第33条)</p>		<p>・事業計画書等は事業年度開始前に提出する。 ・事業報告書等は事業年度終了後3か月以内に提出する。</p>	
<p>・指定法人は主務省令で定める正当な理由があるときを除いて再商品化契約の締結の拒絶、解除ができない。 (第34条)</p>		<p>・締結拒絶の正当理由 一 過去に契約を解除され、1年を経過していない者が契約の申込者であること 二 契約の申込に不正があること</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・契約解除の正当理由 <ul style="list-style-type: none"> 一 容器包装の利用等をしなくなったこと 二 未払い料金があること 三 再商品化業務規程違反があること 	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定法人は主務省令で定めるところにより帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載しなければならない。(§ 29) 		<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿は1年間て閉鎖し、10年間保存にする。 ・帳簿には、契約の締結者の氏名、締結年月日、委託料金を記載する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定法人は再商品化を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。(§ 37 ②) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を次のように定める。 ① 受託者が再商品化に必要な行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。 ② 受託者が廃棄物処理法の一般廃棄物処理業の許可に当たっての欠格要件に該当しないこと。 ③ 受託社が自ら再商品化に必要な行為を実施する者であること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・基準に従って、指定法人から委託を受けた者については、廃棄物処理法の一般廃棄物処理業の許可が不要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行期日は、政令で定める日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行期日は次のとおり総則、再商品化計画、指定法関係 <ul style="list-style-type: none"> 平成7年12月15日 分別収集計画関係 平成8年6月15日 分別収集、再商品化の実施 平成9年4月1日 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年3月31日までの間は次項以降のとおり適用猶予期間があるものがある。
<ul style="list-style-type: none"> ・再商品化義務に係る規定は、中小企業基準法第2条の中小企業者その他の政令で定める者について平成12年3月31日猶予 	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる法人又は個人を定める。 ① 資本の額又は出資の総額が1億円(小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うものにあつては1千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として行うものにあつては3千万円)の会社並びに常時使用する従業員の数が300人(小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うものにあつては50人、卸売業に属する事業を主たる事業として行うものにあつては100人)以下の会社及び個人 ② 常時使用する従業員の数が300人(小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うものにあつては50人、卸売業に属する事業を主たる事業として行うものにあつては100人)以下の組合等 ③ 常時使用する従業員の数が300人以下の民法第34条に規定する法人等 		
<ul style="list-style-type: none"> ・再商品化計画、分別収集計画、再商品化義務に係る規定は①政令で定める期日まで適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 次の容器包装を定める。 <ul style="list-style-type: none"> 一 飲料用紙容器(アルミニウムを原材料として利用するものを除く。)以外の紙製の容器包装 二 飲料・しょうゆ用のポリエチレンテレフタレート製の容器(PETボトル)以外プラスチック製容器包装 ② 適用猶予期限は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> 再商品化計画 平成10年12月14日 分別収集計画関係 平成11年6月14日 分別収集、再商品化の実施 平成12年3月31日 		

※ 今回の政省令では定めず、今後の政省令等で定める予定の事項の概要

- ① 分別収集計画の策定手続きに関する省令
- ② 再商品化義務量の計算に関する省令及び告示
 - a. 個々の義務者の再商品化義務量の計算方式(省令)
 - b. 義務量の計算に必要な量、比率等(告示)
 - ・特定容器と特定包装の排出の比率
 - ・特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の義務量の按分比率等
- ③ 再商品化の認定の基準及び手続(省令)
- ④ 自主回収の認定に係る回収率(省令)
- ⑤ 特定事業者に課される帳簿義務の内容(省令)

「栄養改善法」の一部を改正

5月24日表示基準施行へ

昭和27年に制定された「栄養改善法」の一部が改正され、いよいよ本年5月24日に施行されることになった。

適用されるのは平成10年4月からとなるが、この改正により食品栄養に関し、何らかの表示を行なった場合は、新しい「栄養表示基準」に基づいて表示しなければならない。

この新栄養表示基準制度は、加工食品のみに止まらず、生鮮食品についても適用される点が、これまでと大きく相違するところとなっている。

具体的には、例えば「高」タンパク、ビタミン「強化」等と表示した場合は、この表示基準に沿わなければ、違反となり「警告」され、警告に従わないものは「公表」されることになる。

栄養表示基準第17条では、次のように定められている。

(栄養表示基準)

第17条 販売に供する食品（特別用途食品を除く。）につき、栄養成分（厚生省令で定めるものに限る。以下「栄養表示」という。）をしようとする者及び本邦において販売に供する食品であって栄養表示がなされたもの（第15条の承認に係る食品を除く。以下この条において「栄養表示食品」という。）を輸入する者は、厚生大臣の定める栄養表示基準（以下単に「栄養表示基準」という。）に従い、必要な表示をしなければならない。但し、販売に供する食品（特別用途食品を除く）の容器包装及びこれに添付する文書以外の物に栄養表示する場合その他制令で定める場合は、この限りでない。

- 2 栄養表示基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 食品の栄養成分量及び熱量及び熱量に関し表示すべき事項並びにその表示方法
 - 二 栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生省令で定めるものにつき、その補給ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された輸入に係る栄養表示食品を販売するに際し遵守すべき事項
 - 三 栄養成分のうち国民の栄養摂取の状況からみて、その過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生省令で定めるもの又は熱量につき、その適切な摂取が出来る旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された輸入に係る栄養表示食品を販売するに際し遵守すべき事項
- 3 厚生大臣は、栄養表示基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(指示等)

第17条の二 厚生大臣は、栄養表示基準に従った表示をしない者があるときは、その者に対して、栄養表示基準に従い必要な表示をすべき旨の指示をすることができる。

- 2 厚生大臣は、前項の指示に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。
- 3 第13条の規定は、販売に供する食品であって栄養表示がなされた者（特別用途食品及び第15条の承認に係る食品を除く。）について準用する。

<食品の栄養表示基準制度の概要>

1、制度の概要

- (1) 販売する食品に栄養成分・熱量に関する表示をしようとする場合
例：カルシウム100mg減塩、ビタミンC、レモン100個分入り、低脂肪
- (2) 表示しようとする成分の含有量等の表示＋主要栄養成分、熱量の表示を義務付け。
表示内容が、高、低等の強調表示を行なうものであり、下記の(3)、(4)に該当するときは、上記の表示義務の他、厚生大臣の定める基準を遵守することが必要。
- (3) 栄養摂取状況からみて欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えている栄養成分につき、補強できる旨の表示をする場合 ⇒ 基準に従い一定量以上の成分を含有していることが必要
例：高カルシウム、ビタミンA強化等。
- (4) 栄養摂取状況からみて過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えている栄養成分及び熱量につき、適切な摂取ができる旨の表示をする場合 ⇒ 基準に従い一定量以下の成分含有等であることが必要。
例：低カロリー、低脂肪等。

2、基準を遵守しない場合に厚生大臣の講ずる措置

基準に従い必要な表示をすべき旨の指示 ⇒ 従わない場合 ⇒ 公表

3、その他：

栄養表示基準制度の導入に伴い、厚生大臣の個別許可による栄養強化食品制度は廃止す。

	省 令	告 示
A. 基準の対象	栄養成分又は熱量に関する表示 <熱量、タンパク質、脂肪質、炭水化物、無機質（ナトリウム、カルシウム外）、ビタミン>	
B. 義務表示の範囲及び方法		熱量、タンパク質、脂質、糖質、ナトリウム、栄養表示された栄養成分 表示方法：誤差の範囲、幅表示、文字の大きさ、一括表示等
C. 強調表示の基準	欠乏が健康に影響を与えている栄養成分 <タンパク質、食物繊維、カルシウム、鉄、ビタミン（A、B1等）>	絶対表示： ア「高、多等」の基準： (7) 植物繊維6g/100g(3g/100ml) 以上 (4) タンパク質 14g/100ml (7g/100ml) 以上 イ「源、含有等」の基準 (7) 植物繊維3g/100g(1.5g/100ml) 以上 (4) タンパク質7g/100g(3.5g/100ml) 以上 相対表示：次の2つの条件をクリア ・比較対象との増分が<絶対表示>イ以上。 ・比較対象との増加比率(%)が一割合定以上。

	<p>過剰が健康に影響を与えている栄養成分 <エネルギー、脂質、飽和脂肪酸 コレステロール糖類（単糖類及び二糖類）、ナトリウム</p>	<p>(*) 厚生省が順次策定 また「△g 含有」との表示も<絶対表示>イ以上</p> <p>絶対表示： ア「なし、ノン」の基準（100g又は 100ml当り） (ア)エネルギー 3Kcal 未満 (イ)脂質 *0.15g 未満 (エ)コレステロール*2mg未満かつ飽和脂肪酸2g以下 (ウ)糖類 *0.5g 未満 (カ)ナトリウム *5g 未満 イ「低、ひかえめ等」の基準 (ア) エネルギー40Kcal/100g(20Kcal/100ml) 以上 (イ)脂質 *3g/100g(1.5g/100ml) 以下 (エ)コレステロール*20mg未満かつ飽和脂肪酸1.5g以下 (10mg未満かつ飽和脂肪酸 0.75g以下) (ウ)糖類 5g/100g(2.5g/ 100ml) 以下 (カ)ナトリウム *120mg 以下</p> <p>相対表示：次の2つの条件をクリア* ・比較対象との減少分が<絶対表示> イ以上 ・比較対象との減少比率(*) が一割合定以上 (*) 厚生省が順次策定</p>
--	--	---

*印はCodexによる基準

食品流通構造改善緊急対策事業

設備等の共同化で有利措置

（財）食品流通構造改善促進機構では、食品流通構造改善促進法に基づく事業の一環として、構造改善の促進に必要な設備等の開発について、食品販売事業協同組合等に対して「食品流通構造改善緊急対策事業」への参加を呼び掛けている。

この事業への参加は、食品販売事業協同組合等を対象としたもので、協同組合等の中には、日食協も含まれる。従って日食協の会員であればその資格を有することになる。

この事業は、企業が設備の近代化を図るに当り、ソフト面のシステムを含め、食流機構と一体的に事業を実施するところにあり、先ず手順としては、「構造改善の促進に必要な設備等の開発導入を内容とする構造改善計画」を協同組合等の団体が作成し、農林水産大臣の認定が必要とされている。

食流機構にあっては、事業者が緊急に必要とする設備等について希望を募ると共に、機器メーカーの協力を得て、事業者に代わり設備等を開発購入して、導入希望した個々の事業者又は協同組合等に引き渡されることになる。

事業規模は、国庫補助金（農林水産省）3億6千万円、食流機構が同3億6千万円の計7億円。

設備等の導入負担額は、国庫補助金+食流機構負担金2分の1、導入企業者負担金が2分の1とされている。

次に、負担額の返済についてであるが、食流機構が負担した2分の1の相当額は、リース又は割賦等により5カ年で無利息返済することになっている。

又、対象設備は業界適応型のPOS、EOS等をはじめ業界適応型の多温度帯輸送車、自動搬送・保管システム、冷凍・冷蔵施設、ショーケース等々その対象幅は広い。

参加加入申込書の提出は、平成8年1月だが、事業実施は四半期毎とされている。

但し、最高限度額は1企業1億円程度とされ、団体単位5社以上が仕入・処理・加工・保管等何らかの業務について、協同化を図った上で導入適用されることとなっている。

詳細については、社団法人食品流通構造改善促進機構事務局に、日食協会員である旨を伝え、お問い合わせされるとよい。（電話03-3251-3635番：構造改善部）



IFTコードに関する調査報告書

日食協物流委員会は、標準物流シンボル（IFTコード）について、平成6年12月9日付けで「標準物流シンボル（IFTコード）印刷にご協力をお願い」の書信をもって、賛助会員各位に協力のご要望を申し上げるとともに、その導入状況をアンケート調査させて頂いた。

その後、概ね1年を経ようとする間、本年4月1日に賞味期限が施行となり、続いて、製造物責任法（PL法）も、7月1日付けで施行となった。

これに伴い、メーカーにあっては、日付表示・警告表示に対しての新たな表示対応が求められるところとなり、単品・外箱等の表示変更が急務とされ、特に「IFTコード」の表示導入に関しては、この機会に前向きに対応したいという動きが、見受けられるようになってきた。

物流委員会では、このような動向を背景として、このたび、第2回目の「IFTコード」の対応状況につき、賛助会員のご協力のもと、アンケート調査を実施させて頂いた。その集計結果は、次の如くである。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

[回答状況] 賛助会員：110社中 回答 65社。

[調査内容] Q-1. <製造品目とIFTコード導入状況>

イ ロ ハ ニ ホ	加工食品類(ドライ)	58 社
	冷凍食品類	14
	チルド食品類	18
	菓子類	9
	酒類	7

Q-1-(2) 現在のITFコード導入状況(Q-1で○印した品目のみ)

製造品目	製造アイテム数	ITF導入アイテム数	導入率
イ. 加工食品類(ドライ)	27,323	3,089	11.31%
ロ. 冷凍食品類	8,267	58	0.70
ハ. チルド食品類	5,386	265	4.92
ニ. 菓子類	1,032	576	55.81
ホ. 酒類	1,477	3	0.20
合計	43,485	3,991	9.18

Q-2. <ITFコードソースマーキングの具体的な状況>

イ. 14桁	ロ. 16桁	ハ. その他
0	50	2

<ソースマーキングしているITFコードの倍率及びソースマーキングの箇所>

加工食品類:長側面2面右下	1.00倍	16件	0.625倍	10件
"	0.90	2	0.65	4
"	0.80	9	0.60	10
"	0.70	5	0.35	2
短側面2面右下	0.60	2		
	0.35	4		
短側面2面右上	0.35	4		
長側面 中央	1.00	2		
" 2面下部	1.00	2		
" " "	0.80	1		
" " 上部	0.80	1		
天面 1面	0.80	1		

菓子類：長側面2面右下	1.00倍	4件	0.70倍	1件
" " "	0.90	1	0.625	2
" " "	0.80	1	0.35	1
チルド：長側面2面右下	1.00	1		
" " "	0.625	1		

Q-3. <現在ITFコード未導入の理由> (該当項目に○印、複数回答可)

イ. ソースマーキングにコストがかかり過ぎる	6
ロ. 印刷会社の技術に格差があり、導入してもリーダーで読み取れない	2
ハ. 導入コストに比してメリットが少ない	15
ニ. 普及率も低いので現在検討中	18
ホ. その他 (具体的に記載して下さい)	20

Q-4. <今後ITFコードの導入予定> (該当項目に○印)

加工食品類 (ドライ) :

イ. 導入決定しているが具体的導入時期未定	9
ロ. 平成7年12月までに導入完了	2
ハ. 現在導入検討中	14
ニ. 全く考えていない	3
ホ. その他 (具体的に記載して下さい)	17

冷凍食品類 :

イ. 導入決定しているが具体的導入時期未定	2
ロ. 平成7年12月までに導入完了	0
ハ. 現在導入検討中	6
ニ. 全く考えていない	7
ホ. その他	3

チルド食品類 :

イ. 導入決定しているが具体的導入時期未定	2
ロ. 平成7年12月までに導入完了	0
ハ. 現在導入検討中	8
ニ. 全く考えていない	3
ホ. その他	5

菓子類 :

イ. 導入決定しているが具体的導入時期未定	0
ロ. 平成7年12月までに導入完了	2
ハ. 現在導入検討中	2

ニ. 全く考えていない	1
ホ. その他	5
酒 類:	
イ. 導入決定しているが具体的導入時期未定	0
ロ. 平成7年12月までに導入完了	0
ハ. 現在導入検討中	4
ニ. 全く考えていない	3
ホ. その他	5

Q-5. < I T Fコードについての意見等 >

- 0.35倍がどこの印刷会社でも技術的に保証されていることを期待する。
- メーカー単位はケースであるが、それ以後、小分けし、ボール単位での取扱になることがある。この場合に利用する中箱等への I T Fコード適用の検討が課題。
- I T Fコードが物流現場以外でも利用できる広がり期待。(企業間データ交換に利用。酒類食品統一伝票への記載等。)
- I T Fコードは、J A Nコードに荷姿区分を付加したものであり、それなりの意義があると思うが、より幅広い商品コード体系を構築して欲しい。(例えば、日付管理等を織り込んだコード体系等)
- 導入障害として、① 段ボール版下の変更にコストがかかる
② 他デザイン等の表示スペースが小さくなる
③ 導入効果の検証が困難。
- 他のコード体系(J A Nコード)との使い勝手がいまひとつ明確に見えてこない
- メーカーに取ってのメリットが計算しにくく、企業としての意思決定がしにくい。
- 0.35倍を中心に、外箱印刷における技術的問題が解決しておらず、そのことによって印刷スピードのダウン、別版の必要性など、別途のコストプッシュが避けられない状況である。
- 取引先の企業規模が中小のところが多く、統一的な物流管理ができない状況であり、大手の物流機能があるところとの取引はあっても、帳合だけであり、実際は、二次店・三次店に直送しているケースが殆どである。従ってケースメリットが生まれない。
- 当社は、2ボールを上下2段重ねにし、十文字バンド掛け商品を出しており、I T Fコード導入に苦慮している。
- バンド掛け、シュリンク包装で荷合せした商品への実用的なマーキングがない。
- ビールの場合、中身が同じ時はJ A Nコードを同じとし、S D Pコードで発注等は識別しているが、I T Fの上3桁のうち、0番の解放がされるとI T Fの識別が可能となり、利用度が広がると思う。

以上、アンケート結果を取りまとめ、物流委員会の報告書とされた。

<平成6年度>

物流コストの実態調査

関東支部・流通業務委員会

(注)日本加工食品卸協会・関東支部流通業務委員会では、このほど平成6年度における全業態を対象とした酒類・食品に係る物流コストの実態調査を行なった。

物流コストについては、歴年累計を実施し今日に至っているが、その傾向を見ると、経済環境による影響に止まらず、多分に天候に左右されるという側面もある。

例えば、平成5年度が記録的な冷夏であったのに対し、このたびの調査年度の平成6年は、猛暑が続き、景気低迷の中であって、愁眉を開くと言った流通経緯も見受けられた。

この2年にわたる物流コストの傾向を見ると、その辺の影響が非常に特徴的に現れていることが伺える。

無論、企業努力によって物流の効率化、合理化を促進することは、卸売業に取っての最重要課題であり、その努力を各企業が果たしてきた結果が、大幅低減に結びついたということが、このたびの集計に端的に示されていると言える。

このような年度の環境を背景に、平成6年度の首都圏における物流コストの調査結果を以下に内容分析してみることにする。

物流コストの項目別、前年比較内訳は次の通りである。

<1 函当たりの物流コスト>

(単位：円)

年度 項目	平成4年度		平成5年度		平成6年度		前年度との比較	
	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	%
配送費	131.19	48.7	131.74	48.7	115.83	49.42	*15.91	87.9
保管費	54.63	20.2	55.90	20.7	47.65	19.45	* 8.25	85.2
荷役費	53.89	20.0	54.81	20.3	45.67	19.94	* 9.14	83.3
情報費	29.86	11.1	28.01	10.4	25.26	11.19	* 2.75	90.2
合計	269.57	100.0	270.46	100.0	234.41	100.0	*36.05	86.7

1、物流トータルコスト

平成6年度における1函当たりのトータルコストは、234円41銭となった。

これは、前年より36円05銭の低減であり、86.7%の減率となっている。これほどの幅でコストの減となった事例は近来ないと言ってよい。

物量、金額の伸びが余り進まなかったにも拘らず、このような結果が得られたことは評価に値する。

なお、この年度の1函当たり倉出平均単価は4,388円でその経費率は5.34%となっている。

2、項目別物流コスト

1) 配送費：

平成6年度の1函当たりの配送費は115円83銭で前年比15円91銭減の87.9%となった。配送費の主体は備車料金であるが、年度の料金改定が概ね据え置かれたことにも関係がある。

2) 保管費：

平成6年度の1函当たりの保管費は47円65銭で、前年対比では8円25銭減の85.2%となっている。

近時、在庫管理は年度が進むにつれて徹底が浸透し、在庫アイテムの削減や在庫圧縮、不動不良商品の整理、回転日数の短縮化に焦点を絞って取り組んでいる姿勢が、よりはっきりと伺えるようになってきた。

3) 荷役費：

平成6年度の1函当たりの荷役費は、45円67銭で前年比9円14銭減の83.3%であった。

デジタルピッキングシステムの導入、庫内搬送機器、作業目的別のフォークリフトの増車などの推進が真剣に進められてきた等による合理化効果がここに現れてきている。

4) 情報処理費：

平成6年度の1函当たりの情報処理費は25円26銭で2円75銭減の90.2%の低率にとどまった。

当面のシステム化が一段落したことと、処理データ量の減少等が一因となっていると見られる。

しかし、この項目に関しては、今後も物流情報の作成・伝達、物流データの内部蓄積や分析を含め、一層のシステム整備の推進が必要と考えられ、これらの投資も重点的になさなければならないであろう。

首都圏における百貨店、スーパーの返品実態

平成7年6月～8月期の夏期調査

関東支部・流通業務委員会では、首都圏の百貨店、スーパーを対象として平成7年6月～8月の3カ月間における返品の実態調査を実施した。

調査方法は、前年度と同様の要領により行ない、取りまとめられた。

その調査結果は次の通りである。

I、返品の実態：

1. チャネル別比較

首都圏内の百貨店およびスーパーにおける平成7年6月～8月の3カ月間の出荷金額合計に対する返品金額の割合は表-1の如くである。

表-1

チャネル 区分	百貨店		スーパー	
	平成6年	平成7年	平成6年	平成7年
プロパー	0.12	0.35	0.20	0.16
特売商品	0.14	0.18	0.52	0.29
PB商品	0.01	0.01	0.01	0.01
ギフト商品	1.58	2.27	0.29	0.31
計	1.85	2.81	1.02	0.77

平成3年7月に公正取引委員会の「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」が公表されたこと、また、本年上期に実態調査が実施されたこと等により、返品問題は是正に向って来たとの捉え方がなされているが、その一方、平成7年度の調査で見

る限りでは、上記のような行政指針等が徐々に浸透し、商慣行改善に向けての小売業界の姿勢が変化しつつあることもその一因に挙げられる。

リストラそして低価格志向等が進む中、百貨店・スーパーサイドの仕入計画がシビアとなり、一頃より数値的には、減少傾向にあると見られる。

しかしチャンネル別では、百貨店の返品率は、前年が1.85%であったのに対し、平成7年度は2.81%と0.96%と増加している。

増加の原因は、矢張りギフト商品が明らかに増加しており、夏期需の見通しに狂いがあったと見られる。

これに対し、スーパーは、前年が1.02%であったのに対し、平成7年度は0.77%と0.29%減少している。しかし、これもギフト商品で見ると百貨店程ではないが、0.02%の増であり、今後とも改善の呼び掛けが、引き続き促されるところとなっている。

2. チャンネル別、月別比較

百貨店及びスーパーの返品率を6月から8月までの3カ月間を月別に前年と比較してまとめたものが表-2である。

表-2

月別 分野	6月		7月		8月		平均	
	H6年	H7年	H6年	H7年	H6年	H7年	H6年	H7年
百貨店	0.33	0.45	1.73	2.31	3.98	11.90	1.85	2.81
スーパー	0.70	0.42	0.89	0.64	1.46	1.28	1.02	0.7

この表では、百貨店の場合、6月が前年より0.12%とやや多く、7月もまた、0.58%と増加し、更に8月は7.92%に突出している。仕入特性が伺われるところである。

また、スーパーの月別を見ると、これは逆に6月が0.28%、7月が0.35%そして、8月が0.35%とそれぞれ減少しており、自主規制基準等の業界内の普及も図られつつあることが伺える。

3. 百貨店の内容比較

百貨店の返品内容の比較(表-3)では、プロパー商品の率が3カ月にわたり引き続き微増となっているが、金額的には売り上げに対して、返品金額が低くなっている

と考えられる。

P B商品にあっては、明らかに不当返品に属するものであり、積極的な是正を促さなければならない。

なお、ギフト商品については、前年各月比いずれも増率を示し、数的にみても、積極的改善の協力呼び掛けが必要。

表-3

月別 社	6月		7月		8月		平均	
	H 6年	H 7年	H 6年	H 7年	H 6年	H 7年	H 6年	H 7年
加A商品	0.14	0.19	0.07	0.29	0.17	1.09	0.12	0.35
特売商品	0.10	0.15	0.07	0.09	0.31	0.72	0.14	0.18
P B商品	0.00	0.02	0.00	0.00	0.03	0.06	0.01	0.01
ギフト商品	0.09	0.09	1.59	1.93	3.47	10.03	1.58	2.27
計	0.33	0.45	1.73	2.31	3.98	11.90	1.85	2.81

4. スーパーの内容比較

表-4はスーパーにおける返品の内容比較である。

各月の計で見ると、平成7年度のスーパーの返品はいずれも減率を示し、好感の持てる内容となっている。

すなわち、前年同月比では、6月が-0.28%、7月-0.25%、8月-0.18%とそれぞれ減少しており、今後更なる改善が期待される。

表-4

月別 社	6月		7月		8月		平均	
	H 6年	H 7年	H 6年	H 7年	H 6年	H 7年	H 6年	H 7年
特売商品	0.47	0.25	0.54	0.29	0.53	0.32	0.52	0.29
P B商品	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
ギフト商品	0.06	0.06	0.17	0.20	0.63	0.69	0.29	0.31
計	0.70	0.42	0.89	0.64	1.46	1.28	1.02	0.77

II、返品の動向等

このたびの返品実態調査により、平成6年に比し百貨店にあっては増加数値を示し、スーパーにあっては減少数値を示した。

以下は、委員メンバーから寄せられた主なコメントである。

- ・中元期でもありプロパー商品の返品は大幅に減少した。
- ・百貨店にあっては一部ギフト商品の取り替えが続けられており、改善を要望したい。
- ・全般的に売上の復調と相まって、無理な売上計画を行わなかった結果がスーパーの前年比減に繋がったと見ている。

III、今後の対策

- ・公正取引委員会の独占禁止法上の指針等に基づく関連行政機関の積極的な是正のための指導要請。
- ・日食協が取纏めた「取引上のお願い」要望書の主旨徹底を更に推進する。
- ・返品実態調査を継続実施し、現状分析、返品要因を追及する等、その実態を把握するとともに、返品が国民経済的ロスに絡ること等を社会的に訴える。

以上、平成7年6月～8月期の百貨店・スーパーにおける返品実態を取纏め、流通業務委員会の報告とする。

[情報システム化委員会]

商品コードセンターの設置に期待 基準書の見直し等も協議

旧ろう7日午後4時から会議室において、情報システム化委員会を開催し、①ネットワーク検討会の活動報告に関する件 ②今後の委員会活動に関する件を中心に協議した。

ネットワーク検討会の活動報告に関しては、同検討会の篠憲一座長（国分(株)流通事業本部システム担当課長）より92回及び93回の検討会で協議した主な内容につき報告があった。

その中で、「酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システム」第3版の見直し問題について、各メンバーからの意見交換を行った結果、先ず、第4版の発刊については、その作業に相当の手間を投入しなければならないこと、また第2版を活用の企業も散見される等のことから、なお検討を継続し、当面は項目上で整備しなければならない部分を検討したいと報告があった。

本委員会における意見交換の主な発言内容は、次のようなことであった。

- ・商品案内情報について、実験的に進められないか。
- ・コードセンターを利用する場合どのようなイメージを描き、どのようなメリットが得られるか等をもっと論議したい。
- ・最近、アルバイトやパートが多くなり、入出荷の問題もシステムの整備対応が必要となってきた。
- ・JCA手順を実際に使うに当たって、どのようなことができるか勉強会の機会を持ちたい。
- ・受発注システム上で、ペーパーレスをどのように具現化するか。
- ・「インターネット」に関し、どのようなかたちでの活用が可能か。
- ・ECR、EDI等に係る講演会の企画。

<ITFコードについて>

ITFコードに関しては、このほど、物流委員会において普及状況の実態調査を実施し、報告書にまとめられたが、これを情報システム化委員会メンバーに配布、意見交換した。問題は、卸としてITFをどう反映させ、どのように使っていくかが大事とされ、今後は物流委員会との連携化を強めたいとの声が聞かれた。

<仮称：「COOPER」について>

酒販店EOS共同化検討会が取りまとめた仮称：「COOPER」共同化運用手引書（平成7年11月・第1版）の内容につき、向井健治委員（㈱廣屋システム開発室長）より報告説明があった。

このシステムの狙いは、業界としての合理化・ローコストオペレーションを追求することとされ、前日受注体制の確立、共同端末の展開によるEOSの普及促進を図ると等としている。

その考え方としては、卸売企業と酒類食品小売業が経営理念・情報・利益を共有し、流通コストの合理化とリテールサポート機能を強化する。そのために先ず、業界の標準化・機能の整備を進め、小売店の立場に立った使いやすい端末を開発普及する。

その適用の範囲は、小売店と受発注業務を行う卸とされ、「クーパー」システム事業の推進普及を図るため、運営委員会等の設置を急ぎたい旨の報告があった。

<EDI標準化研究部会の活動について>

原田努委員（㈱菱食システム統括部長）より、平成6年度から通産省の委託事業として、(財)流通システム開発センター主催の「流通業における電子化取引標準化調査研究」委員会の下部組織である「EDI標準化研究部会」の活動につき、その開発の基本方針と開発の進め方、メッセージ開発の手順と進捗状況等、概要報告があった。

なお、今後の委員会活動に関する件については、日食協が平成6年度委託事業で取りまとめた「情報ネットワークのための商品コードマスターモデル等の調査研究報告書」を資料ベースとして、商品コードセンターの設置構想が国税庁を中心に、検討が進められよう

としていること等について、情報システム化委員会においては、東京都卸売酒販組合等との連携を図りつつ、その動向を捉え、対応することが確認された。また、平成8年度のシステム研修会も、新たな企画を建て実施する方向である。

第93回 ネットワーク検討会

去る12月5日午後2時から、日食協会議室においてネットワーク検討会を開催し、次年度検討会のテーマ、基準書第3版の項目検討等を中心に協議した。

はじめに、北田専務理事から日食協の本部活動状況等について、概要報告があった後、次年度に取り上げるべきテーマについて、出席メンバーにより意見交換を行なった。主な発言内容は次の通り。

<基準書第3版について>

- ・米など酒類・食品以外の取扱いについての協議の必要性
- ・冷食業務用製品返品の取り込み
- ・可変長への準備に向けての基準書第3版の整備

<基準書第3版の項目検討>

- ・一次店～五次店における受発注データ伝票のコードセットの統一
- ・受発注データのデータ有無サインの運用
- ・定番、特売区分の追加

<販売実績データ>

- ・販売実績得意先データ部レコードに電話番号セット
- ・漢字フィールドへの漢字セットの徹底
- ・販売実績における函数、端数セットの統一
- ・販売実績+販促項目の追加
- ・販促条件のチェックと支払業務の迅速化・簡便化（ターンアラウンド方式）

その他、EDIFACT、インターネットの利用、JCA-H手順への取組み、支払データのEDI化、ECRの推進、検品の精度アップ、ノー検品への取組み、検品・日付管理のノウハウ交換等々について話し合いがなされた。

なお次回第94回開催は、平成8年2月14日午後2時の予定。



缶詰ブランドオーナー会

新物みかん缶の生産現況

新物みかん缶詰の生産がようやく軌道に乗りつつある。

原料収穫予想は、8月1日当初における農林水産省の発表では1,507,000トン（昨年比121%）であったのが、10月1日には1,428トン（昨年比115%）と下降修正された。

しかし、原料は比較的落ち着きを見せ、長崎地区においては、早生原料キロ当たりの生産者渡しは30円、工場着値で35円と言われている。

操業状況は、西日本地区が50～60%程度であるのに対し、東日本地区は原料がタイトで、12月中旬現在50%以下と伝えられている。

12月末の生産見通しは、まだはっきりした予想はたたないが、昨年実績の46万函であったのに対し、70～80万函程度は生産されるものと見られる。

なお、12月19日には果実部会及び日本蜜柑缶詰工業組合側代表者と情報交換する運びである。

食料品の円滑な供給確保で通達

農林水産省では、この程関係団体に対し「年末年始における食料品の円滑な供給の確保と価格の安定について」食品流通局長はじめ農産園芸局長、畜産局長、食糧庁長官等の連名で次のような内容の通達を行なった。

「年末年始における食料品の円滑な供給の確保と価格の安定について」

食料品の供給と価格の安定につきましては、かねてから御協力をいただきありがとうございます。

さて、最近の食料品の価格は概して低水準で推移しているものの、生活必需物資の需要が増大する年末年始においては国民の物価に対する関心が高まるため、生活必需物資の十分な供給を確保すること等により物価の安定を図る必要があります。

このため、政府におきましては、生鮮食料品等の安定的な供給の確保を図るなど各般の施策を講ずることとされ、農林水産省におきましてもその一環として別添の対策を実施することとしたところであります。

つきましては、貴会におかれましても政府の物価安定対策の趣旨を十分御理解の上、年末年始における食料品の円滑な供給の確保と価格の安定が図られるよう傘下会員に対する御指導方よろしくお願いいたします。

物価安定対策

1. 生鮮食料品等の供給の確保

(1) 青野菜

① 野菜

年末年始における野菜の供給の確保と価格の安定を図るため、野菜指定産地生産出荷協議会等を通じ、計画的な生産出荷が図られるよう指導するとともに、価格状況、産地の生育状況等に応じて機動的に対策を講じ、野菜の供給の確保と価格の安定を図る。

② 果実

みかん及びりんごについては、全国果実生産出荷安定協議会等を通じて、年末年始の需要に見合った計画的出荷が図られるよう関係団体を指導する。

③ きのこと類

年末年始におけるきのこ類の供給の確保と価格の安定を図るため、計画的出荷が図られるよう関係団体を指導する。

(2) 水産物

年末年始における水産物の供給の安定を図るため、冷凍水産物及び冷凍すり身の需給の見通しを関係者に提供し、必要に応じ関係団体に安定的な供給が図られるよう指導する。

(3) 食肉

供給確保と価格の安定を図るため、需要に見合った出荷・輸入がなされるように、関係者に対し国内外の需給情報の提供に努める。

(4) もち米及び包装もち

もち米については、価格の安定を図るため、自主流通米の適正な集荷の確保につき指導するとともに、末端価格の動向を調査・監視し、必要に応じ関係者を指導する。

包装もちについては、生産状況及び小売価格の動向を調査・監視し、必要に応じ関係団体に安定的な供給が図られるよう指導する。

(5) 加工食品

加工食品については、原材料等の国際市況や円レートの動き等を勘案しつつ、その需要と価格の動向を引き続き注視するとともに、必要に応じ関係団体に供給の確保と価格の安定が図られるよう指導する。

2. 卸売市場における計画的集荷等

年末年始における生鮮食料品の輸送等の混乱を防止し、その安定的供給と取引の適正化を図るため、①的確な需要の把握に基づく計画的な集荷の促進、②市場における荷さばき、販売等の円滑な実施による市場秩序の維持、市場の混乱の緩和、事故発生の防止、③市場外保管場所の確保等につき、市場開設者等関係者を指導する。

3. 小売業者等に対する協力要請

食料品の小売業者等に対し、年末年始における食料品の円滑な供給の確保と価格の安定につき協力を要請する。

4. 生活必需物資の需給・価格動向の監視等

必要な生活必需物資の年末年始の需給・価格動向については、都道府県、政令指定都市との緊密な連携の下に、各地域の実情に応じて、よりきめ細かな巡回調査・監視を実施する。

また、12月に全国主要都市において食糧事務所による食品パトロール調査を2回実施する。

5. 消費者等への情報提供

消費者に対し、年末年始の生鮮食料品等の価格見通し及び価格安定対策について、テレビ等を通じ情報の提供を行う。

あけまして
おめでとうございます

本年もどうぞよろしくご指導を
賜りますようお願い致します。

平成8年 元旦

社団法人 日本加工食品卸協会
役職員一同

